

平和を仕事にする。陸・海・空自衛官募集

募集種目	種目概要	応募資格	受付期間	時 期
航空学生	○海上・航空自衛隊のパイロット等を養成する制度 ○最短23歳でパイロットの資格取得	海：18歳以上23歳未満 空：18歳以上21歳未満 (新卒予定者を含みます。)	7/1(火) ～ 8/29(金)	1次試験 9/20(土)または27(土) ※試験は3次試験まであります。
一般曹候補生	○現場における部隊活動の中核を担います。 ○入隊2年9ヶ月以降、選考で曹に昇任	18歳以上33歳未満 (新卒予定者を含みます。)	7/1(火) ～9/2(火)	1次試験 9/15(月)～19(金) 2次試験 10/12(日)～14(火) ※それぞれ期間中のうち1日
自衛官候補生	○入隊後3か月間は非自衛官。その後、陸上1年9ヶ月、海上・航空2年9ヶ月を1任期、2任期目以降は2年を1任期とする任期制自衛官	18歳以上33歳未満 (新卒予定者を含みます。)	年間を通して受付中	年間を通して実施 詳細はお問い合わせください。



定期的にせとうち交流館にて説明会を実施していますのでお気軽にお越しください。

- 申し込み・問い合わせ
自衛隊愛媛地方協力本部今治地域事務所
今治市南大門町2丁目5番1 今治市庁舎第3別館1階
☎/FAX 0898-33-0038



QRコード▶

サマージャンボ

当せんの
チャンス広がる!

7億円

1等・前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

5,000万円

1等・前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

この宝くじの収益金は、
市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月11日金 同時発売 各1枚 300円

●発売期間：7月11日(金)～8月11日(月) ●抽せん日：8月21日(木)

2025年市町村協賛宝くじ

PCやスマホで
ネット購入!

○ この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

「上島町かんきつ栽培基礎講座」の受講生募集

愛媛県しまなみ農業指導班岩城駐在所では、農業の担い手の育成と農地の活用を促進するため、新規でかんきつ栽培を始めた方や栽培に興味のある方を対象に「かんきつ栽培基礎講座」を開催します。

○開催内容 講座は、8月～11月の間、月に1回合計4回開催の予定。1回の講座は3時間程度、内容はかんきつ栽培の基礎知識や基本技術など栽培初歩の内容を県職員が指導します。受講料は無料で上島町在住の方ならどなたでも参加できます。第1回講座は8月5日(火)の13時30分から開催します。2回目以降の予定は第1回講座時にお知らせいたします。

○開催場所 上島町岩城3570番地
しまなみ農業指導班岩城駐在所(駐車場有)

○応募方法 受講希望者は、7月18日(金)までに電話・FAXまたはメール(murakami-youzou@prefehime.lg.jp)に住所、氏名、連絡先をお知らせください。

○問い合わせ 愛媛県しまなみ農業指導班岩城駐在所
(上島町駐在) 村上要三
☎/FAX 75-2014(平日9:00～17:30)

国民健康保険についてのお知らせ

●7月中にお手元に届く資格確認書・資格情報のお知らせについて

現在お持ちの保険証等は、令和7年7月31日まで使用できます。8月1日以降は使用できません。
7月中旬ごろに、有効期限が令和8年7月31日までの「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を郵送いたしますので、8月になっても届かない場合や、不明な点がある場合はお問い合わせください。

マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」が届きます。

マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」が届きます。

●マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証をご利用いただくと、次のようなメリットがあります。

- 医療費を20円節約できる
紙の保険証よりも皆さんの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も少なくなります。
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- よりよい医療を受けることができる
過去の診断結果やお薬の情報を医師や薬剤師が簡単に共有できるようになるため、体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることができます。

●加入および脱退の手続きについて

会社を退職したり、新たに就職したりした場合、保険情報の切り替えが必要となります。社会保険への加入・脱退の手続きは勤務先の会社で行ってもらえますが、国民健康保険への加入・脱退については、ご自身で手続きを行う必要があります。速やかに役場窓口にて届け出を行ってください。

- 手続きが遅れると次のような不利益や問題が生じる可能性があります。
 - ・保険料を過去にさかのぼって支払う必要がある。
 - ・医療費を全額自己負担する必要がある。
 - ・国民健康保険分の医療費を後で返還していただく必要がある。
 - ・保険税が二重に請求される場合がある。

【お問い合わせ】	弓削 住民課	☎77-2503	生名町民生活課	☎76-3000
	岩城町民生活課	☎75-2500	魚島町民生活課	☎78-0011